

第 41 回新型コロナウイルス感染症対策本部

開催日：令和 5 年 3 月 8 日（水）

議 事 次 第

1 新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応について

2 その他

報 告 事 項

令和5年3月13日から令和5年5月7日までの間は、以下のとおり対応する。

1 職員課

- 令和5年3月13日以降の新型コロナウイルス感染症に伴う対応について国の考え方を踏まえ、マスクの着用は個人の主体的な判断を尊重することを基本とする。ただし、以下の場面では、マスクの着用を推奨する。
 - ・通勤ラッシュ時等、混雑した電車やバスに乗車するとき。
 - ・窓口業務対応時
 - ・高齢者や基礎疾患がある人、妊婦等重症化リスクの高い区民と接するとき。
 - ・受診時や高齢者施設・医療機関を訪問するとき。
 - ・その他換気が悪い場所に人が密集しているとき。
- 換気、三密の回避、手洗い・手指消毒、せきエチケット等の基本的な感染防止対策は、引き続き取り組む。

2 選挙管理委員会事務局

- 令和5年4月23日執行の区議・区長選挙
 - ・選挙のお知らせに同封する「感染症対策チラシ」について、マスク以外は、原則として、去年の参議院議員選挙と同じ表記とする。
有権者（区民）のマスクの着用については、「可能な限り、マスクの着用をお願いいたします」から「体調不良の方などは、可能な限り、マスクの着用をお願いいたします」に変更する。
 - ・投・開票所における対応について
投票管理者及び立会人には、可能な限りマスクの着用をお願いし、従事者（派遣従事者を含む。）には、原則として、マスク着用とする。
なお、ビニール手袋は、今回の選挙から投・開票所ともに着用しない方針とする。

報 告 事 項

令和5年3月13日から令和5年5月7日までの間は、以下のとおり対応する。

1 区民課

- 貸施設（経済課所管勤労福祉会館を含む）におけるマスクの着用は、個人の判断に委ねる。
- 事業の実施時におけるマスクの着用は、個人の判断に委ねる。

報 告 事 項

令和5年3月13日から令和5年5月7日までの間は、以下のとおり対応する。

1 アカデミー推進課

- 各種事業の実施、施設の運営において、マスクの着用は個人の判断とするが、業種別ガイドラインが改定された場合は、これに基づき運営する。

2 スポーツ振興課

- 各種事業の実施、施設の運営において、マスクの着用は個人の判断とするが、業種別ガイドラインが改定された場合は、これに基づき運営する。
- 但し、スポーツ交流ひろば事業については、学校の対応に合わせ、3月31日までは現状と同様の対応とする。

報 告 事 項

令和5年3月13日から令和5年5月7日までの間は、以下のとおり対応する。

1 高齢福祉課

- 高齢福祉課が行う各種事業及び所管施設の運営においては、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、マスクを着用することを推奨する。

2 障害福祉課

- 障害福祉課が行う各種事業等においては、障害者等重症化リスクの高い方を守るため、マスクを着用することを推奨する。
- 貸施設におけるマスクの着用は、個人の判断に委ねる。

3 介護保険課

- 区内の介護サービス事業者に対し、引き続き利用者及び職員に感染を拡大させない取組を要請する。

報 告 事 項

令和5年3月13日から令和5年5月7日までの間は、以下のとおり対応する。

1 子育て支援課

● 縮小している事業について

子育てひろば汐見・江戸川橋・西片は事前予約制を継続する。利用者のマスク着用については、個人の判断に委ねる。（事前予約は週1回まで。当日空きがあれば回数制限なし。）

子育てひろば江戸川橋及び汐見は、ランチタイムを再開しているが、子育てひろば西片での飲食は、必要な水分補給以外は引き続き中止とする。

2 幼児保育課

● 「保育料の日割還付」及び「休園期間の特例」の終了

新型コロナウイルス感染症の発生により保育園が臨時休園等となった場合や園児が罹患者・濃厚接触者となり休園した場合の保育料の日割還付の対応を3月31日をもって終了する。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由に休園する場合の年度内2か月の休園期間の上限を適用しない特例についても、同日をもって終了する。

● 区立保育園におけるマスク着用の考え方

マスクの着用については、3月13日以降、園児、保護者とも個人の判断に委ねることとする。

3 子ども家庭支援センター

● 縮小している事業について

ぴよぴよひろばについては、事前予約を継続し、週2回まで予約可能とするが、当日空きがあれば利用回数の制限は設けない。ひろば内の飲食は、必要に応じて水分摂取のみとする。

また、マスク着用については、個人の判断に委ねる。

報 告 事 項

令和5年3月13日から令和5年5月7日までの間は、以下のとおり対応する。

1 予防対策課

- 集団接種会場は、高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクの高い方も含め、多数の方が来場するため、会場内にマスクの着用を推奨していることを掲示したうえで、マスクの着用を推奨する。
なお、あくまで推奨であり、着用は個人の判断であるため未着用者への注意等を行わない。
- 感染症対策におけるマスク着用は個人の判断が基本となること、ただし、高齢者等重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を引き続き推奨すること等、マスク着用についての見直しの内容と、見直し後も基本的な感染対策については引き続き留意が必要であることをホームページに掲載し、区民への周知を行った。

報 告 事 項

令和5年3月13日から令和5年5月7日までの間は、以下のとおり対応する。

1 環境政策課

- 屋外指定喫煙場所（2か所）の人数制限の解除について
シビックセンター1階屋外指定喫煙場所及び御茶の水橋際公衆便所横指定喫煙場所について、利用人数を制限していたが、3月13日より解除する。

報 告 事 項

令和5年3月13日から令和5年5月7日までの間は、以下のとおり対応する。

1 施設管理課

- 来庁者に向けた館内掲示文の内容変更（マスク着用に関する文言の削除）

報 告 事 項

令和5年3月13日から令和5年5月7日までの間は、以下のとおり対応する。

1 学務課

- 学校施設使用事業について
 - ・マスク着用に関しては、学校の対応に合わせて3月31日までは、現状と同様の対応とする。
 - ・4月1日以降は、マスクの着用を求めないことを基本とする。

2 教育指導課

- 卒業式及び修了式の対応について
 - ・出席者は、検温や手指消毒を実施する。発熱や倦怠感、喉の違和感などの症状があり、普段と体調が異なる場合には、出席を控える。
 - ・マスクについては、幼児・児童・生徒及び教職員は、入退場、式辞・祝辞、卒業（修了）証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本とする。また、保護者や来賓はマスク着用を基本とする。
 - ・来賓については、幼児・児童・生徒及び教職員同士の間隔を十分に確保し、かつ感染症対策のための保護者の入場制限を必要としない学校・園においては、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で招待する。
なお、来賓を招待しない場合には、来賓予定者に対して事前に丁寧な説明や情報発信を行う。
- 入学式・入園式を含む4月1日以降の新学期における教育活動について
 - ・教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
なお、児童・生徒の気持ちに寄り添った対応となるよう、十分に配慮する。
 - ・留意事項等については、文部科学省及び東京都から改めて通知される予定であり、その内容を踏まえ、対応する。

3 児童青少年課

- 児童館、育成室、放課後全事業、青少年プラザについて
 - ・マスク着用に関しては、学校の対応に合わせて3月31日までは、現状と同様の対応とする。
 - ・4月1日以降は、マスクの着用を求めないことを基本とする。

4 教育センター

- 教育センター各事業、ふれあい教室、総合相談室について
 - ・マスク着用に関しては、学校の対応に合わせて3月31日までは、現状と同様の対応とする。
 - ・4月1日以降は、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて
 - ・厚生労働省の通知に基づき、これまでどおり利用児にはマスクの着用を求めず、従事者についてはマスクの着用を基本とする。

5 真砂中央図書館

- 施設利用に係るマスクの着用は個人の判断とし、各種行事については、内容により個別に判断する。